

呉市次期ごみ処理施設整備基本計画策定業務
公募型プロポーザル 実施要領

1 実施要領の目的

本要領は、呉市（以下「本市」という。）において、安定したごみ処理を継続的に実施するため、令和12年度からの供用開始を予定する新たなごみ処理施設（以下「次期ごみ処理施設」という。）に係る整備基本計画の策定を目的とする業務（呉市次期ごみ処理施設整備基本計画策定業務。以下「本業務」という。）を委託するに当たり、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するための公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

呉市次期ごみ処理施設整備基本計画策定業務

(2) 業務場所

広島県呉市ほか

(3) 業務内容

別紙「呉市次期ごみ処理施設整備基本計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

(5) 委託上限額

16,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 プロポーザル方式の方法及び理由

民間事業者の優れた提案を広く募集するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

4 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 公募開始（実施要領の公開） | 令和4年5月30日（月） |
| (2) 質問書の受付期限 | 令和4年6月9日（木）午後5時まで |
| (3) 質問書の回答期限 | 令和4年6月14日（火）まで |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和4年6月16日（木）午後5時まで |
| (5) 提案書等の提出期限 | 令和4年6月24日（金）午後5時まで |
| (6) 選定委員会の開催 | 令和4年7月初旬 |
| (7) 選定結果の公表 | 令和4年7月初旬 |
| (8) 契約の締結 | 令和4年7月中旬 |

※なお、上記予定は変更する場合がある。

5 参加資格要件（次の全てを満たしていること）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく資格制限

- を受けていないこと。
- (2) 本業務の募集が呉市ホームページに掲載された日において、呉市工事請負業者選定に関する規程（昭和39年訓令第8号）に基づく資格の認定を受け、令和3・4年度呉市測量及び建設コンサルタント等業務入札参加有資格者名簿に土木関係建設コンサルタント業務（廃棄物）で登録されていること。
- (3) 平成24年4月1日以降に完了し、次のア・イの条件を1件の業務で満たした業務の履行実績を有すること。
- ア 国又は地方公共団体（地方自治法第284条の規定に基づき一般廃棄物を処理する目的で設置された一部事務組合若しくは広域連合又は法律に基づき地方公共団体が共同出資した法人を含む。）が発注した業務。
- イ 一般廃棄物処理施設のうち、計画処理能力200トン/日以上のごみ焼却施設に係る施設整備基本計画を策定した業務。
- (4) 管理技術者と照査技術者に、技術士（衛生工学部門〔廃棄物・資源循環〕又は総合技術監理部門〔衛生工学－廃棄物・資源循環〕）をそれぞれ配置出来ること。
- また、技術士（衛生工学部門〔廃棄物・資源循環〕）については、同部門が新設される以前の技術士（衛生工学部門〔廃棄物管理〕）も可とする。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて更生手続又は再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始後又は再生計画の認可決定後、建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (6) 本業務の募集が呉市ホームページに掲載された日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (7) 呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領に規定する暴力団等でないこと。
- (8) 法人、その代表者及び委任関係のあるときはその受任者に、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

6 書類等の提出先と提出方法

(1) 提出先

事務局：呉市環境部環境施設課

所在地：〒737-0134 広島県呉市広多賀谷3丁目9番2号

電話：0823-74-9107

E-mail：sisetuka@city.kure.lg.jp

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、持参による場合は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間に提出すること。また、郵便等による場合は、配達完了が確認できる方法によるものとし、提出期限までに必着のこと。持参、郵送により提出する場合のいずれも、事前に電話により提出する旨の連絡を行うこと。

7 様式書類等の配布方法

様式書類等については、呉市ホームページからダウンロードすること。

8 質問の受付と回答

本要領及び仕様書（以下「本要領等」。）の内容に疑義や質問がある場合は、原則として、次の方法により受付と回答を行うものとする。なお、提出期限後の質問及び提案書等の作成に関連がないと本市が判断した質問についての回答は行わない。

なお、質問書の受付は、令和4年6月9日（木）午後5時までとする。

(1) 質問書による受付

ア 本要領及び仕様書の内容に疑義や質問がある場合は、質問書【様式1】により行うこと。

イ 質問書の提出は、事務局に電子メールにより送信すること。また、電子メールの標題に「(事業者名) プロポ質問書_送付年月日」の文字列を必ず入れ、電子メール送信後は事務局に電話して受信の確認を行うこと。

(2) 質問書への回答

ア 回答は、質問書を受け付けてから概ね3日以内に、呉市ホームページに掲載する。

イ 回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

ウ 呉市ホームページに掲載した回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

9 参加表明書の提出

(1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

<参加申込時の提出書類一覧>

| | 書類名 | 様式等 |
|---|--------------------------------|---|
| ア | 参加表明書 | 【様式2】 |
| イ | 会社概要を示す資料 | 【任意書式】 A4判縦1枚に会社名、住所、設立年月、代表者名、資本金、職員数等を記載すること。 上記事項がすべて記載されている場合は、会社のリーフレット等でも可。 |
| ウ | 法人税、消費税及び地方消費税についての未納がないことの証明書 | 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3。税務署で提出日前3か月以内に作成されたもの。写し可。 |

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和4年6月16日（木）午後5時まで

(4) 提出場所 6に同じ

(5) 提出方法 6に同じ

10 資料の貸出

参加を表明し、参加資格要件を満たす者に、次の資料（電子媒体）を貸し出す。

(1) 地域内のごみ排出量の現状と将来予測

- (2) 本市現有施設及び廃止施設のパンフレット
- (3) その他本市が、本業務の提案に必要と認めるもの

1 1 提案書等の提出

(1) 提案項目

提案は、仕様書に記載する業務内容等を踏まえたものとし、次の事項についても留意すること。

ア 調査・分析・検討業務に関すること

(ア) 仕様書の「4 業務内容」の項目ごとに、どのような調査・分析及び検討を行うかを具体的に記載すること。

(イ) 業務内容を遂行するために必要な追加項目等がある場合、その具体的な内容を記載すること。

イ 業務実施体制等に関すること

(ア) 業務実施体制を記載すること。

(イ) 業務全体のスケジュールを記載すること。

ウ その他

見積金額については、委託上限額の範囲内で積算すること。

(2) 提案書類

提案は、1者につき1提案とする。

下表の全てを含んだ正本と、下表のイからエの副本を提出すること。

<提案時の提出書類一覧>

| | 書類名 | 様式等 | 正本 | 副本 |
|---|--|---|----|----|
| ア | 提案書等表紙 | 【様式3】 | ○ | |
| イ | 提案書 | 【任意書式】 頁番号を付すこと。会社名等の提案者が特定される情報は記載しないこと。A4判縦使い、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。頁数は10を上限とし、片面のみの印字とすること。 | ○ | ○ |
| ウ | 業務実績調書、 業務実施体制 表、業務工程表 及びその添付書 類 | 【様式4】【様式5】【業務工程表は任意書式】 過去10年間（平成24年度以降）の本業務と同等（ <u>計画処理能力200トン/日以上</u> ）の業務、類似（ <u>計画処理能力200トン/日未満</u> ）の業務の受託実績を記載すること。正本には業務の契約書及び仕様書それぞれの写し等、記載内容を証する書面を添付すること。 | ○ | ○ |
| エ | 見積書及びその 添付書類 | 【様式6】 A4判で、正本には算出根拠を記した資料も添付すること。 | ○ | ○ |

(3) 提出部数，期限等

ア 提出部数

- (ア) 正本 1部（製本せず，クリップで綴じること）
- (イ) 副本 10部（市販のA4判2穴ファイルに綴じること）
- (ウ) 正本，副本のデータをPDF化して保存したCD又はDVD 1枚

イ 提出期限

令和4年6月24日（金）午後5時まで

ウ 提出場所 6に同じ

エ 提出方法 6に同じ

オ その他

提出書等の事前内容確認は行わない。提出された提案書等を受理した後，提案者による加筆及び修正は認めない。また，提案書等提出を受けた書類は，提案者に返却しない。

1.2 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 書類の提出方法，提出先，提出期限等が，本要領で示した条件に適合しない場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 見積書記載金額が委託上限額を超えた場合
- (4) 本要領提示の日から当該業務委託の契約の日までの間に，提案者が，5の参加資格要件を満たさなくなったと呉市が判断した場合
- (5) 提出書類イの提案書に法人名等，提案者を特定することができる表現を用いた場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

1.3 提案書の審査方法

- (1) 審査は，呉市次期ごみ処理施設整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）が提案書等及びヒアリング（Web会議方式での実施も可とする。）により行う。ヒアリングの日時等詳細については，別途，連絡を行う。なお，委員会は非公開とする。
- (2) 採点は，本要領中の別表1「呉市次期ごみ処理施設整備基本計画策定業務委託事業者選定審査基準」に基づいて行う。採点の結果，委員の合計点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。ただし，委員の合計点数が，満点の6割に満たない場合は，選定しない。
- (3) 応募が1者の場合においても，審査を行う。委員の合計点数が，満点の6割以上の場合は，優先交渉権者とする。委員の合計点数が，満点の6割に満たない場合は，選定しない。

1.4 選定結果の公表

- (1) 委員会による選定結果については，参加事業者全員に通知する。通知内容は，次のとおりとする。
 - ア 優先交渉権者
点数及び優先交渉権者である旨を通知するとともに，次点交渉権者の点数を通知する。

イ 次点交渉権者

点数及び次点交渉権者である旨を通知するとともに、優先交渉権者の社名・点数を通知する。

ウ 合計点数が3位以下の交渉権者

点数及び選定しない旨を通知するとともに、優先交渉権者の社名・点数及び次点交渉権者の点数を通知する。なお、順位についてはこれを通知しない。

- (2) 選定結果の公表に当たっては、優先交渉権者については社名及び採点結果を、次点交渉権者については、採点結果のみを市のホームページで公表する。
- (3) 選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては、一切受け付けない。

1.5 契約手続き等

- (1) 委員会により選定された優先交渉権者と、提案内容に基づき協議を行い、必要に応じて修正を行う。その後、協議が整い次第、本業務に係る随意契約を締結する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。
- (2) 本市と優先交渉権者の本業務に係る随意契約を締結するための協議が整わなかった場合、又は優先交渉権者が辞退若しくは本実施要領の規定に違反した等の理由により、業務を受託できなくなった場合は、次点交渉権者と本業務委託について交渉を行う。

1.6 その他

- (1) 本プロポーザルに係る提案書の作成、提出等に要する一切の経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用等を行わないこと。
- (3) 本市は、提出された書類を本プロポーザルによる委託業者選定以外の目的に無断で使用しない。なお、本市が本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製することができる。
- (4) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがある。
- (5) 採択された提案書の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加事業者が負う。
- (7) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、委員会と事務局が協議して決定する。
- (8) 諸事情によりプロポーザル参加を辞退する場合は、理由を明記した辞退届を提出すること。

【別表 1】

呉市次期ごみ処理施設整備基本計画策定業務
委託事業者選定審査基準

| 区分 | 評価項目 | | 配点 |
|-----------------|----------|--|-----|
| 企画提案 (60点) | ①背景理解 | 施設整備に向けた国内の動向などの背景を総合的に理解した提案であるか。 | 10 |
| | ②調査・分析業務 | 仕様書の「4 業務内容」の各項目について、効果的なデータ収集及び分析が期待できるか。 | 20 |
| | ③検討業務 | 仕様書の「4 業務内容」の各項目について、市の施策や取組につながる、実現性のある検討結果が期待できるか。 | 30 |
| 業務遂行能力 (30点) | ④業務実績 | 本業務の円滑な実施が期待できる実績等があるか。 | 10 |
| | ⑤業務実施体制 | 担当者等が適正に配置できており、業務全体を円滑かつ確実に遂行できる運営体制がとられているか。 | 10 |
| | ⑥計画性 | 本業務を着実に実施できるスケジュールになっているか。 | 10 |
| コスト (10点) | ⑦見積額 | 積算に妥当性があり、かつ経費の抑制など収支面で工夫があるか。 | 10 |
| | | | 100 |